

<貸付申請書提出に関する注意事項>

(1) 貸付申請書を提出する際には、以下の書類を必ず添付して下さい。

1. 戸籍謄（抄）本
2. 身上調書（別記要領様式第2号）
3. 高等職業訓練促進給付金等支給決定通知（写）
4. 児童扶養手当証書（写）
5. 入学準備金の申請時

→①養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金の他、参考図書、学用品等納付金の額の記載された入校案内等、貸付申請額の内訳が分かるもの。

※申請後、上記入学経費の領収書（写）等を、面接時に県社協へ直接提出する。

就職準備金の申請時

→①養成機関の課程を修了したことを証明する書類（卒業（修了）証明書等）

②取得した資格を証明する書類（国家試験を受験して資格を取得した場合は合格証の写し及び登録証の写し）

※合格証の写しは合格後、登録証の写しは登録手続き終了後、それぞれ準備でき次第、申請書とは別途提出することを可とする。

③採用（内定）通知

※就職にあたり必要な費用（就職に伴う転居費用、転居先の賃貸物件の礼金や仲介手数料、必要な被服・道具費用、通勤用自転車等の購入費等）の内訳が分かるもの（領収書（写）等）は、申請後、面接時に県社協へ直接提出する。

6. 住民票（世帯全員の記載があるもの。住民票コード、個人番号以外に省略のないもの）
7. 連帯保証人については、次の書類

①住民票（住民票コード、個人番号以外に省略のないもの）

②所得を証明するもの（市町村発行の所得証明、又は源泉徴収票等）

(2) 申請書の「他の貸付金」とは、次のようなものを指します。

併用可能：母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金貸付制度、独立行政法人 日本学生支援機構・地方自治体・民間団体・病院等による奨学金・貸付金、専門実践教育訓練給付金（就職準備金は併用可能）

併用不可：保育士修学資金貸付等制度、介護福祉士修学資金等貸付制度、専門実践教育訓練給付金（入学準備金は併用不可）